

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年10月1日改定）

### ■貯金等共通規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 証明資料の提示等 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>3 証明資料の提示等 (1)～(3) (同左) <u>(4) 前項の確認に加え、日本国籍を保有せず本邦に居住する者が当行の貯金の新規預入を行う際には、本邦に中長期間在留することを確認するため、当行が特に認めた場合を除き、在留期間等のわかる証明書類の提示を求めます。また、新規預入の日から起算して3か月を超えて本邦に在留することが確認できる場合に限り、新規預入を行うことができるものとします。</u></p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年<u>4月2日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年<u>10月1日</u>から実施します。</p>

### ■通常貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>13の2 取引の制限等</u> (1) 当行は、預金者の職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報等、当行が指定する情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。 (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。 (4) 1年以上利用のないこの貯金は、取引の全部又は一部を制限する場合があります。 (5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>14 全部払戻し等 (1)～(3) (略) (4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。 ① (略) ② この貯金の預金者が<u>前条</u>第1項に違反した場合 <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  ③ (略) ④ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明した場合</p>	<p>14 全部払戻し等 (1)～(3) (同左) (4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。 ① (同左) ② この貯金の預金者が<u>第13条</u>第1項に違反した場合 ③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ④ <u>前条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</u> ⑤ (同左) ⑥ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項又は<u>前条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答若しくは提出された資料</u>に偽りがあることが判明した場合</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p>⑤ ①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合 (5)～(7) (略)</p>	<p>⑦ ①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合 (5)～(7) (同左)</p>
<p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</p>

■通常貯蓄貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>12の2 取引の制限等</u></p> <p><u>(1) 当行は、預金者の職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報等、当行が指定する情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(4) 1年以上利用のないこの貯金は、取引の全部又は一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p>13 全部払戻し等 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② この貯金の預金者が前条第1項に違反した場合</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明した場合</p> <p>⑤ ①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合</p>	<p>13 全部払戻し等 (1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が全部払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に全部払戻しがされたものとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② この貯金の預金者が第12条第1項に違反した場合</p> <p><u>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>④ 前条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</u></p> <p>⑤ (同左)</p> <p>⑥ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項又は前条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答若しくは提出された資料に偽りがあることが判明した場合</p> <p>⑦ ①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
(5)～(7)	(5)～(7)（同左）
20 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>本支店等の窓口等</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。  (2)（略）	20 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>当行所定のホームページ</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u>  (2)（同左）
<u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</u>	<u>（削除）</u>
附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>平成30年1月1日</u> から実施します。	附 則 （実施期日） この改正規定は、 <u>2019年10月1日</u> から実施します。

■振替貯金口座規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
28 譲渡、質入れ等の禁止 (1)（略） (2) 相続又は合併等によりこの貯金に関する加入者の権利を取得した者（以下この項において「加入者権利取得者」といいます。）が <u>次条</u> 第4項（⑥を除きます。）により解約された者であるときは、当行は振替口座を閉鎖することがあります。振替口座を閉鎖する場合は、当行は預り金残額を表示する払出証書を発行して加入者権利取得者に送付します。 (3)（略）	28 譲渡、質入れ等の禁止 (1)（同左） (2) 相続又は合併等によりこの貯金に関する加入者の権利を取得した者（以下この項において「加入者権利取得者」といいます。）が <u>第29条</u> 第4項（⑥を除きます。）により解約された者であるときは、当行は振替口座を閉鎖することがあります。振替口座を閉鎖する場合は、当行は預り金残額を表示する払出証書を発行して加入者権利取得者に送付します。 (3)（同左）
<u>（新設）</u>	<u>28の2 取引の制限等</u> <u>(1) 当行は、加入者の職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報等、当行が指定する情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。加入者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払込み、払出し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する加入者の回答、具体的な取引の内容、加入者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払込み、払出し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u> <u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する加入者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該加入者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</u> <u>(4) 1年以上利用のないこの貯金は、取引の全部又は一部を制限する場合があります。</u> <u>(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、加入者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u>
29 解約 (1)～(3)（略） (4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は加入者に通知することによりこの貯金の解約をすることがあります。なお、通知によりこの貯金の解約をする場合、当該通知の到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に解約したのものと振替口座を閉鎖します。この場合に	29 解約 (1)～(3)（同左） (4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、この貯金の取扱いを停止し又は加入者に通知することによりこの貯金の解約をすることがあります。なお、通知によりこの貯金の解約をする場合、当該通知の到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に解約したのものと振替口座を閉鎖します。この場合に

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p>において、振替口座に預り金の残額があるときは、その金額を記載し、当該加入者を受取人とした払出証書を発行して送付します。</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ この貯金の加入者が前条第1項に違反した場合</p> <p>⑥（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑦（略）</p> <p>⑧ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明した場合</p> <p>⑨ ①から⑧までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 前2項により送付された払出証書による払渡しには、前条第3項を準用します。</p> <p>(7)（略）</p>	<p>において、振替口座に預り金の残額があるときは、その金額を記載し、当該加入者を受取人とした払出証書を発行して送付します。</p> <p>①～④（同左）</p> <p>⑤ この貯金の加入者が第28条第1項に違反した場合</p> <p>⑥（同左）</p> <p><u>⑦ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>⑧ 前条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</u></p> <p>⑨（同左）</p> <p><u>⑩ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項又は前条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する加入者の回答若しくは提出された資料に偽りがあることが判明した場合</u></p> <p><u>⑪ ①から⑩までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合</u></p> <p>(5)（同左）</p> <p>(6) 前2項により送付された払出証書による払渡しには、第28条第3項を準用します。</p> <p>(7)（同左）</p>
<p>39 規定の適用</p> <p>この貯金の利用には、この規定のほか、貯金等共通規定第3条（証明資料の提示等）、第8条（成年後見人等の届出）、第9条（相続による払戻し等）及び第11条（反社会的勢力との取引拒絶）が適用されます。この場合における貯金等共通規定の適用については、同規定第3条（証明資料の提示等）第3項中「新規預入」とあるのは「加入」と、同規定第11条（反社会的勢力との取引拒絶）①中「預金者が新規預入の申込時」とあるのは「加入者が加入の申込時」と、同条②及び③中「預金者」とあるのは「加入者」と読み替えるものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>39 規定の適用</p> <p>この貯金の利用には、この規定のほか、貯金等共通規定第3条（証明資料の提示等）、第8条（成年後見人等の届出）、第9条（相続による払戻し等）及び第11条（反社会的勢力との取引拒絶）が適用されます。この場合における貯金等共通規定の適用については、同規定第3条（証明資料の提示等）第3項及び第4項中「新規預入」とあるのは「加入」と、同規定第11条（反社会的勢力との取引拒絶）①中「預金者が新規預入の申込時」とあるのは「加入者が加入の申込時」と、同条②及び③中「預金者」とあるのは「加入者」と読み替えるものとします。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</u></p>

■総合口座取引規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>15 自動貸付担保貯金等による弁済等</p> <p>(1) 貸付金の貸付期間内に自動貸付担保貯金につき払戻し（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）による継続預入の取扱いは除きます。）の請求があったとき又は定額貯金規定第9条（貯金の払戻し）第5項、定期貯金規定第14条（貯金の払戻し）第5項、財産形成定額貯金規定第7条（10年経過前の払戻し）第6項、財産形成年金定額貯金規定第10条（年金の支払以外の目的のための貯金の払戻し）第4項若しくは財産形成住宅定額貯金規定第6条（貯金の払戻し）第5項により全部払戻しとされたときは、当該払戻金の金額は当該自動貸付担保貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当します。</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>15 自動貸付担保貯金等による弁済等</p> <p>(1) 貸付金の貸付期間内に自動貸付担保貯金につき払戻し（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）による継続預入の取扱いは除きます。）の請求があったとき又は定額貯金規定第10条（貯金の払戻し等）第5項、定期貯金規定第15条（貯金の払戻し等）第5項、財産形成定額貯金規定第7条（10年経過前の払戻し）第6項、財産形成年金定額貯金規定第10条（年金の支払以外の目的のための貯金の払戻し）第4項若しくは財産形成住宅定額貯金規定第6条（貯金の払戻し）第5項により全部払戻しとされたときは、当該払戻金の金額は当該自動貸付担保貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当します。</p> <p>(2)～(4)（同左）</p>
<p>22 総合サービスの廃止</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 通常貯金又は振替貯金について、<u>通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により取扱いが停止されたときは、当該停止されている期間中、オートスウィングについても停止するものとします。</u></p>	<p>22 総合サービスの廃止等</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 通常貯金又は振替貯金について、<u>通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第28条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで、同規定第29条（解約）第4項若しくは第5項に</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
	<u>より取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、このサービス及びオートスウィングについても停止することがあります。</u>
<u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</u>	<u>（削除）</u>
<u>（新設）</u>	<u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</u>

■スウィング規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
6 取扱いの廃止等 (1)～(2) (略) (3) このサービスに係る通常貯金又は通常貯蓄貯金について、 <u>通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取扱いが停止されたときは、当該停止</u> されている期間中、このサービスについても停止する <u>ものとします。</u>	6 取扱いの廃止等 (1)～(2) (同左) (3) このサービスに係る通常貯金又は通常貯蓄貯金について、 <u>通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止が</u> されている期間中、このサービスについても停止する <u>ことがあります。</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>4</u> 月1日から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>10</u> 月1日から実施します。

■キャッシュカード規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
19 カード利用の廃止等 (1)～(2) (略) (3) カードを交付した貯金について、 <u>通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取引が停止されたときは、当該停止</u> されている期間中、カードの利用を停止 <u>します。</u>  (4) (略)	19 カード利用の廃止等 (1)～(2) (同左) (3) カードを交付した貯金について、 <u>通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止が</u> されている期間中、カードの利用を停止 <u>することがあります。</u>  (4) (同左)
21 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>本支店等の窓口等</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。  (2) (略)	21 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>当行所定のホームページ</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u>  (2) (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>1</u> 月 <u>4</u> 日から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日から実施します。

■暗証取扱規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
1 暗証取扱い 暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の	1 暗証取扱い 暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p>本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。</p> <p>①（略）</p> <p>② 定額貯金（財産形成定額貯金規定、財産形成年金定額貯金規定又は財産形成住宅定額貯金規定の適用のあるものを除きます。以下同じとします。）又は定期貯金（満期一括受取規定が適用されるものを除きます。以下同じとします。）に係る貯金証書（当行所定のものに限り、以下同じとします。）</p> <p style="padding-left: 2em;">貯金の払戻し（定額貯金規定第9条（貯金の払戻し）第1項及び定期貯金規定第14条（貯金の払戻し）第1項の払戻し）</p> <p>③（略）</p>	<p>本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。</p> <p>①（同左）</p> <p>② 定額貯金（財産形成定額貯金規定、財産形成年金定額貯金規定又は財産形成住宅定額貯金規定の適用のあるものを除きます。以下同じとします。）又は定期貯金（満期一括受取規定が適用されるものを除きます。以下同じとします。）に係る貯金証書（当行所定のものに限り、以下同じとします。）</p> <p style="padding-left: 2em;">貯金の払戻し（定額貯金規定第10条（貯金の払戻し等）第1項及び定期貯金規定第15条（貯金の払戻し等）第1項の払戻し）</p> <p>③（同左）</p>
<p>7 利用の廃止等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) このサービスに係る定額貯金について定額貯金規定第9条（貯金の払戻し）第3項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするとき又はこのサービスに係る定期貯金について定期貯金規定第14条（貯金の払戻し）第3項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、前項の届出をしてください。</p> <p>(3) 次の場合には、第1項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① このサービスに係る貯金について、全部払戻しの請求（定額貯金規定第9条（貯金の払戻し）第3項又は定期貯金規定第14条（貯金の払戻し）第3項による請求を除きます。）があったとき、全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあったとき</p> <p>②～③（略）</p> <p>(4)～(6)（略）</p>	<p>7 利用の廃止等</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) このサービスに係る定額貯金について定額貯金規定第10条（貯金の払戻し等）第3項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするとき又はこのサービスに係る定期貯金について定期貯金規定第15条（貯金の払戻し等）第3項により払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、前項の届出をしてください。</p> <p>(3) 次の場合には、第1項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① このサービスに係る貯金について、全部払戻しの請求（定額貯金規定第10条（貯金の払戻し等）第3項又は定期貯金規定第15条（貯金の払戻し等）第3項による請求を除きます。）があったとき、全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあったとき</p> <p>②～③（同左）</p> <p>(4)～(6)（同左）</p>
<p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日）</p> <p>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</p>

■定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>9 取引の制限等</u></p> <p>(1) <u>当行は、預金者の職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報等、当行が指定する情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(3) <u>日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) <u>前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p><b>9</b> 貯金の払戻し (1)～(3) (略) (4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、<u>預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。</u>なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～② (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略) ④ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明した場合 ⑤ ①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合 (5)～(7) (略)</p>	<p><b>10</b> 貯金の払戻し等 (1)～(3) (同左) (4) 次の一にでも該当した場合には、当行は<u>この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。</u>なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～② (同左) ③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ④ <u>前条第1項から第3項までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</u> ⑤ (同左) ⑥ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項<u>又は前条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答若しくは提出された資料</u>に偽りがあることが判明した場合 ⑦ ①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合 (5)～(7) (同左)</p>
<b>10</b> 盗難貯金証書による払戻し (略)	<b>11</b> 盗難貯金証書による払戻し (同左)
<b>11</b> 休眠預金等活用法に係る異動事由 (略)	<b>12</b> 休眠預金等活用法に係る異動事由 (同左)
<b>12</b> 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 (略)	<b>13</b> 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 (同左)
<b>13</b> 休眠預金等代替金に関する取扱い (略)	<b>14</b> 休眠預金等代替金に関する取扱い (同左)
<b>14</b> 規定の適用 (略)	<b>15</b> 規定の適用 (同左)
<b>15</b> 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>本支店等の窓口等</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (略)	<b>16</b> 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>当行所定のホームページ</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u> (2) (同左)
<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(新設)</u>	<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</u>

■定期貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p><b>12</b> 中間利子定期貯金 (1)～(2) (略) (3) この貯金について第<u>14</u>条の請求があった場合は、中間利子定期貯金について同様に取扱いします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>12</b> 中間利子定期貯金 (1)～(2) (同左) (3) この貯金について第<u>15</u>条の請求があった場合は、中間利子定期貯金について同様に取扱いします。</p> <p><b>14</b> 取引の制限等 (1) <u>当行は、預金者の職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報等、当行が指定する情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻し等のこの規定に基づく取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認めた場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p><b>14</b> 貯金の払戻し</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は、<u>預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。</u>なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明した場合</p> <p>⑤ ①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p><b>15</b> 貯金の払戻し等</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 次の一にでも該当した場合には、当行は<u>この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の払戻しをすることがあります。</u>なお、この場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当行が払戻しの通知を届出のあった氏名及び住所にあてて発した時に払戻しされたものとします。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ <u>この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>④ <u>前条第1項から第3項までに定める取引の制限が1年以上にわたり解消されない場合</u></p> <p>⑤ (同左)</p> <p>⑥ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項<u>又は前条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答若しくは提出された資料</u>に偽りがあることが判明した場合</p> <p>⑦ ①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合</p> <p>(5)～(7) (同左)</p>
<b>15</b> 盗難貯金証書による払戻し (略)	<b>16</b> 盗難貯金証書による払戻し (同左)
<b>16</b> 休眠預金等活用法に係る異動事由 (略)	<b>17</b> 休眠預金等活用法に係る異動事由 (同左)
<b>17</b> 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 (略)	<b>18</b> 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 (同左)
<b>18</b> 休眠預金等代替金に関する取扱い (略)	<b>19</b> 休眠預金等代替金に関する取扱い (同左)
<b>19</b> 規定の適用 (略)	<b>20</b> 規定の適用 (同左)
<b>20</b> 規定の改定	<b>21</b> 規定の改定
<p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u>	<u>(削除)</u>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。	
<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。</p> <p><u>（経過措置）</u> 2 この改正規定の施行の際現に存するこの貯金のうち、この改正規定による改正前の定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）による継続預入の取扱い及び第5条（再預入の取扱い）による再預入の取扱いをするものについては、この改正規定の施行後最初に到来する継続預入の日又は再預入の日からこの規定を適用します。</p>	(削除)
<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。ただし第4条、第6条第1項及び第11条第2項の規定に係る改定は、平成22年5月6日から実施します。</p>	(削除)
<u>（新設）</u>	<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</p>

■自動積立預入規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>6 取扱いの廃止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) このサービスに係る通常貯金について<u>通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより貯金取引が停止されたときは、当該停止</u>されている期間中、このサービスについても停止するものとします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>6 取扱いの廃止等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) このサービスに係る通常貯金について、<u>通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止が</u>されている期間中、このサービスについても停止する<u>ことがあります。</u></p> <p>(3) (同左)</p>
<p>8 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>8 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> この改正規定は、2019年<u>1月4日</u>から実施します。</p>	<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> この改正規定は、2019年<u>10月1日</u>から実施します。</p>

■満期一括受取規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 満期一括受取りによる払戻し以外の払戻し</p> <p>このサービスに係る満期一括受取りによる払戻し以外の払戻しにおける定期貯金規定の適用については、同規定第<u>14</u>条（貯金の払戻し）第1項、第3項及び第7項並びに同規定第<u>15</u>条（盗難貯金証書による払戻し）中「貯金証書」とあるのは「保管証」と読み替えるものとします。</p>	<p>2 満期一括受取りによる払戻し以外の払戻し</p> <p>このサービスに係る満期一括受取りによる払戻し以外の払戻しにおける定期貯金規定の適用については、同規定第<u>15</u>条（貯金の払戻し等）第1項、第3項及び第7項並びに同規定第<u>16</u>条（盗難貯金証書による払戻し）中「貯金証書」とあるのは「保管証」と読み替えるものとします。</p>
<p>10 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>	<p>10 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該</u></p>

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年10月1日改定）

改定前	改定後
(2) (略)	<u>法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u> (2) (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>1月4日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>10月1日</u> から実施します。

### ■財産形成定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
18 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	18 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定額貯金規定」（第12条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第13条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第14条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</u>	<u>(削除)</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>4月1日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年 <u>10月1日</u> から実施します。

### ■財産形成年金定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
20 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	20 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定額貯金規定」（第12条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第13条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第14条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(新設)</u>	<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</u>

### ■財産形成住宅定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
16 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	16 規定の適用 この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定額貯金規定」（第12条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第13条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第14条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</u>	<u>(削除)</u>
附 則 (実施期日)	附 則 (実施期日)

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
この改正規定は、2019年4月1日から実施します。	この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

■為替規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 為替</p> <p>(1) 為替の請求は、次により取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>為替が法令や公序良俗に反する行為若しくは送金的手段以外に利用され又はそのおそれがあると認められる場合は</u>、請求を拒むことがあるほか、請求後であっても、その為替の請求は、初めからなかったものとして取り扱うことがあります。</p>	<p>3 為替</p> <p>(1) 為替の請求は、次により取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p><u>③ 普通為替証書の1日当たりの為替金の額は、当行所定の金額を上限とします。</u></p> <p>④ (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>次の一にでも該当した場合には、当行は、</u>請求を拒むことがあるほか、請求後であっても、その為替の請求は、初めからなかったものとして取り扱うことがあります。</p> <p><u>① 為替がマネー・ローンダリング、テロ資金供与若しくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>② 為替が法令や公序良俗に反する行為若しくは送金的手段以外に利用され又はそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>③ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項又は第15条第1項から第3項までに定める各種確認や資料の提出の求めに対する回答若しくは提出された資料に偽りがあることが判明した場合</u></p> <p><u>④ ①から③までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の求めに応じない場合</u></p>
<p>4 為替証書の発行等</p> <p>(1) 当行が為替金を受け入れたときは、為替金受領証書及び受け入れた為替金の額を表示する為替証書（普通為替証書又は定額小為替証書をいいます。以下同じとします。）を差出人に交付します。この場合、交付された為替証書の指定欄に受取人の氏名を記入してください。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 為替証書の発行等</p> <p>(1) 当行が為替金を受け入れたときは、<u>当行所定の確認のうえ</u>、為替金受領証書及び受け入れた為替金の額を表示する為替証書（普通為替証書又は定額小為替証書をいいます。以下同じとします。）を差出人に交付します。この場合、交付された為替証書の指定欄に受取人の氏名を記入してください。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>15 証明資料の提示等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>③ 前2項により証明資料の提示等を求められた場合において、各種の請求をする者がこれに応じないときは、当行又は日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）は請求をする者がこれに応じるまでの間、請求を拒むことができるものとします。</u></p>	<p>15 証明資料の提示等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>③ 前2項の確認のほか、当行は、為替に係る各種の請求をする者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p><u>④ 前3項により証明資料の提示や各種確認等を求められた場合において、請求をする者がこれに応じないときは、当行又は日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）は請求をする者がこれに応じるまでの間、請求を拒むことができるものとします。</u></p>
<p>18 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢<u>その他</u>の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法</u>その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める<u>相当の期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>18 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項<u>その他の条件</u>は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当行所定のホームページへの掲載による公表</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は2019年10月1日から実施します。</u></p>

■デビットカード規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
第4章 雑則	第4章 雑則

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p>12 利用の停止等 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>12 利用の停止等 (1)～(2) (同左) <u>(3) 次の場合には、デビットカードサービス等を停止することがあります。</u> <u>① 利用者の総合口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされた場合</u> <u>② 利用者のカード又はカードに係る通帳について、紛失、盗難その他の事由により利用が停止された場合</u></p> <p>(4) (同左)</p>
<p>18 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>18 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成30年4月2日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2019年10月1日</u>から実施します。</p>

■自動払出し規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>7 利用の廃止等 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>7 利用の廃止等 (1)～(2) (同左) <u>(3) 払出加入者の振替口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされている期間中、自動払出しの利用についても停止することがあります。</u></p> <p>(4) (同左)</p>
<p>10 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>10 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成29年1月4日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2019年10月1日</u>から実施します。</p>

■自動送金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 自動送金の基準 自動送金の時期及び金額は、次のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動送金の金額は、払出加入者の総合口座の現在高（通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。次条において同じとします。）の現在高を含みます。以下この条及び第8条第4項において同じとします。）の状況に応じて当該払出加入者が指定する金額とします。この場合、当該総合口座の現在高については、通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）で、その預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下この②において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過していないものに表示された金額は除</p>	<p>2 自動送金の基準 自動送金の時期及び金額は、次のとおりとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 自動送金の金額は、払出加入者の総合口座の現在高（通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。次条において同じとします。）の現在高を含みます。以下この条及び第8条第5項において同じとします。）の状況に応じて当該払出加入者が指定する金額とします。この場合、当該総合口座の現在高については、通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）で、その預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下この②において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過していないものに表示された金額は除きます。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p>きます。</p> <p>③ 自動送金の料金を払出加入者が負担する場合における②及び第8条第4項の適用については、当該払出加入者の総合口座の現在高から当行所定の料金を控除した額を現在高とみなします。</p>	<p>③ 自動送金の料金を払出加入者が負担する場合における②及び第8条第5項の適用については、当該払出加入者の総合口座の現在高から当行所定の料金を控除した額を現在高とみなします。</p>
<p>5 料金</p> <p>自動送金については、当行所定の自動送金の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 受入加入者（振替金を受け入れる総合口座の加入者をいいます。以下この①及び第8条第3項において同じとします。）から料金を負担する旨の申出があった場合は、当該受入加入者の総合口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② (略)</p>	<p>5 料金</p> <p>自動送金については、当行所定の自動送金の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 受入加入者（振替金を受け入れる総合口座の加入者をいいます。以下この①及び第8条第4項において同じとします。）から料金を負担する旨の申出があった場合は、当該受入加入者の総合口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② (同左)</p>
<p>8 利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>8 利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 払出加入者の総合口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされている期間中、自動送金の利用についても停止することがあります。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>11 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<b>本支店等及び日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局の窓口等</b>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>11 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<b>当行所定のホームページ</b>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<b>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</b></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<b>平成29年1月4日</b>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<b>2019年10月1日</b>から実施します。</p>

■自動振込規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>1 自動振込の取扱い</p> <p>自動振込は、振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）の加入者（以下「払出加入者」といいます。）が当行所定の方法により指定した時期に指定した他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（第8条第3項において「預貯金口座」といいます。）に継続して当該払出加入者の振替口座の預り金の状況に応じて当該払出加入者があらかじめ指定した金額に相当する預り金を払い出してこれを振り込む取扱いです。</p>	<p>1 自動振込の取扱い</p> <p>自動振込は、振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）の加入者（以下「払出加入者」といいます。）が当行所定の方法により指定した時期に指定した他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座又は貯金口座（第8条第4項において「預貯金口座」といいます。）に継続して当該払出加入者の振替口座の預り金の状況に応じて当該払出加入者があらかじめ指定した金額に相当する預り金を払い出してこれを振り込む取扱いです。</p>
<p>2 自動振込の基準</p> <p>自動振込の時期及び金額は、次のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動振込の金額は、払出加入者の振替口座の現在高（当該振替口座が総合口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下同じとします。）の場合にあっては、通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の現在高を含みます。以下この条及び第8条第4項において同じとします。）の状況に応じて当該払出加入者が指定する金額とします。この場合、当該振替口座の現在高については、通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）で、その預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含</p>	<p>2 自動振込の基準</p> <p>自動振込の時期及び金額は、次のとおりとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 自動振込の金額は、払出加入者の振替口座の現在高（当該振替口座が総合口座（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。以下同じとします。）の場合にあっては、通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の現在高を含みます。以下この条及び第8条第5項において同じとします。）の状況に応じて当該払出加入者が指定する金額とします。この場合、当該振替口座の現在高については、通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）で、その預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p>みます。）（以下この②において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過していないものに表示された金額は除きます。</p> <p>③ ②及び第8条第4項の適用については、当行が別に定める場合を除き、当行所定の自動振込料金を控除した額を現在高とみなします。</p>	<p>下この②において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過していないものに表示された金額は除きます。</p> <p>③ ②及び第8条第5項の適用については、当行が別に定める場合を除き、当行所定の自動振込料金を控除した額を現在高とみなします。</p>
<p>8 利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>8 利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 払出加入者の振替口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされている期間中、自動振込の利用についても停止することがあります。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>11 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等及び日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>11 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、平成29年1月4日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</p>

■自動払込み規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>9 利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>9 利用の廃止等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 預金者の通常貯金又は収納加入者の振替口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされている期間中、自動払込みの利用についても停止することがあります。</u></p>
<p>15 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>15 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</p>

■即時振替規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>9 利用の廃止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① 利用者の総合口座について利用者から総合口座取引規定に定める総合サービスの廃止の請求があった場合又は総合口座取引規定第22条（総合サービスの廃止）第2項により廃止とされた場合</p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>9 利用の廃止等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次の場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① 利用者の総合口座について利用者から総合口座取引規定に定める総合サービスの廃止の請求があった場合又は総合口座取引規定第22条（総合サービスの廃止等）第2項により廃止とされた場合</p> <p>②～④ (同左)</p> <p><u>(3) 次の場合には、このサービスの利用を停止することがあります。</u></p> <p>① 利用者の総合口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされた場合</p> <p>② 利用者の総合口座について、通帳又はキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）が紛失、盗難その他</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
	<u>の事由により利用が停止された場合</u>
12 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <b>本支店等の窓口等</b> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (略)	12 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <b>当行所定のホームページ</b> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u> (2) (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年1月4日から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

■自動払出給与預入規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
13 利用の廃止等 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u>	13 利用の廃止等 (1)～(3) (同左) <u>(4) 利用加入者の一般口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされている期間中、自動払出給与預入の利用についても停止することがあります。</u>
<u>(新設)</u>	附 則 <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、2019年10月1日から実施します。</u>

■国際送金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
3 定義 (1) 住所あて送金 住所あて送金とは、送金資金を受け入れ、 <u>国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し</u> 、交換国において受取人に国際郵便為替証書等と引換えに送金資金を払い渡すものをいいます。 (2)～(8) (略)	3 定義 (1) 住所あて送金 住所あて送金とは、送金資金を受け入れ、 <u>国際郵便為替証書等を発行し</u> 、交換国において受取人に国際郵便為替証書等と引換えに送金資金を払い渡すものをいいます。 (2)～(8) (同左)
6 国際送金の成立及び解除 (1) (略) (2) <u>国際郵便為替証書等を差出人に交付する取扱いの場合は</u> 、国際送金が成立した後に国際郵便為替証書等を差出人に交付します。 (3) 第1項により国際送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めたときは、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ①～④ (略) <u>(新設)</u> ⑤ その他正当な理由なく当行からの確認の求めに応じないとき (4)～(5) (略)	6 国際送金の成立及び解除 (1) (同左) (2) <u>住所あて送金にあつては</u> 、国際送金が成立した後に国際郵便為替証書等を差出人に交付します。 (3) 第1項により国際送金が成立した後であっても、当行が次の一にでも該当すると認めたときは、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。 ①～④ (同左) <u>⑤ マネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき</u> ⑥ その他正当な理由なく当行からの確認の求めに応じないとき (4)～(5) (同左)
8 調査請求 (1)～(3) (略) (4) 関係銀行等から <u>国際郵便為替証書等が受取人に到着していない旨又は送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは</u> 、差出人の指示に従い、国際送金の再送の取扱い又は払戻しをします。この払戻しについては、次条第3項から第5項までを準用します。 (5) (略)	8 調査請求 (1)～(3) (同左) (4) 関係銀行等から送金資金が受取人の銀行口座等に受け入れられていない旨の通知があったときは、差出人の指示に従い、国際送金の再送の取扱い又は払戻しをします。この払戻しについては、次条第3項から第5項までを準用します。 (5) (同左)
24 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢 <u>その他</u> の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 <u>改定内容を本支店等の窓口等に掲示する</u>	24 規定の改定 (1) この規定の各条項 <u>その他の条件</u> は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 <u>当行所定のホームページへの掲載</u>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p><u>方法</u>その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める<u>相当の期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>	<p><u>による公表</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>
<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年<u>4</u>月1日から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年<u>10</u>月1日から実施します。</p>

■Terms and Conditions of International Payment Services (国際送金規定 英訳版)

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>Article 3. Definitions</p> <p>(1) Payment to Address</p> <p>The term “payment to address” means a remittance in which Japan Post Bank accepts a payment amount from a remitter, <u>notifies the partner institution etc. in the exchange country of the necessary information on the application,</u> after which the partner institution etc. in the exchange country pays the amount to the payee in exchange for the international money order etc.</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>Article 3. Definitions</p> <p>(1) Payment to Address</p> <p>The term “payment to address” means a remittance in which Japan Post Bank accepts a payment amount from a remitter, <u>issues the international money order etc.</u> after which the partner institution etc. in the exchange country pays the amount to the payee in exchange for the international money order etc.</p> <p>(2)～(8) (同左)</p>
<p>Article 6. Acceptance and Cancellation of International Payment Transactions</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>In case of international money orders issued to certain countries, the orders</u> will be provided to the remitters upon acceptance of the request.</p> <p>(3) Even after accepting the request pursuant to Paragraph (1) above, Japan Post Bank may at its own discretion cancel the transaction, if any of the following apply (Japan Post Bank and Japan Post shall not be held responsible for any losses or damages resulting from such cancellation):</p> <p>(i) The payment is or threatens to be in violation of relevant laws and regulations including foreign exchange laws and regulations or public order and morality.</p> <p>(ii) Natural disaster, war, insurrection, freezing of assets, suspension of payments of the partner institution etc. occurs or threatens to occur; <u>or</u></p> <p>(iii) Information provided on “verification at the time of transaction” stipulated by laws and regulations and in other procedures concerning international payment service is proven to include deceit.</p> <p>(iv) Other valid reasons, such as the payment being likely related to a crime</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(v)</u> (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>Article 6. Acceptance and Cancellation of International Payment Transactions</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>The international money orders</u> will be provided to the remitters upon acceptance of the request <u>for payment to address.</u></p> <p>(3) Even after accepting the request pursuant to Paragraph (1) above, Japan Post Bank may at its own discretion cancel the transaction, if any of the following apply (Japan Post Bank and Japan Post shall not be held responsible for any losses or damages resulting from such cancellation):</p> <p>(i) The payment is or threatens to be in violation of relevant laws and regulations including foreign exchange laws and regulations or public order and morality;</p> <p>(ii) Natural disaster, war, insurrection, freezing of assets, suspension of payments of the partner institution etc. occurs or threatens to occur;</p> <p>(iii) Information provided on “verification at the time of transaction” stipulated by laws and regulations and in other procedures concerning international payment service is proven to include deceit;</p> <p>(iv) Other valid reasons, such as the payment being likely related to a crime;</p> <p><u>(v) The payment threatens to be related to money laundering or financing of terrorism, threatens to be in violation of relevant laws including economic sanctions laws and regulations; or</u></p> <p><u>(vi)</u> (同左)</p> <p>(4)～(5) (同左)</p>
<p>Article 8. Inquiry</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) When receiving a notice from the partner institution etc. in the exchange country to the effect <u>that the international postal money order etc. has not reached the payee or</u> that the payment amount has not been credited to the payee’s bank account etc., Japan Post Bank</p>	<p>Article 8. Inquiry</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) When receiving a notice from the partner institution etc. in the exchange country to the effect that the payment amount has not been credited to the payee’s bank account etc., Japan Post Bank shall resend the international postal money order etc. or refund the</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
shall resend <u>the international postal money order etc.</u> or refund the payment amount in accordance with the remitter's instructions. When making a refund, the provisions inscribed in paragraphs (3) through (5) of the following Article shall apply. (5) (略)	payment amount in accordance with the remitter's instructions. When making a refund, the provisions inscribed in paragraphs (3) through (5) of the following Article shall apply. (5) (同左)
Article 24. Amendments to the Terms and Conditions (1) The Terms and Conditions may be amended when deemed as necessary due to changes in the financial environment or for other valid reasons by <u>an announcement of such amendments by means of notices posted in a branch office</u> or other appropriate methods. (2) The amendments pursuant to the preceding paragraph shall become effective <u>after a reasonable period of time</u> , which is to be specified in an announcement.	Article 24. Amendments to the Terms and Conditions (1) The Terms and Conditions <u>and other conditions</u> may be amended when deemed as necessary due to changes in the financial environment or for other valid reasons by <u>an announcement of such amendments on the Japan Post Bank website</u> or other appropriate methods. (2) The amendments pursuant to the preceding paragraph shall become effective <u>from the application start date</u> , which is to be specified in an announcement.
Supplementary provision. Entry into force This amendment of terms and conditions shall come into force on 1 <u>April</u> 2019.	Supplementary provision. Entry into force This amendment of terms and conditions shall come into force on 1 <u>October</u> 2019.

■mijica 会員規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
第15条（利用停止措置） 1 当行は、次の各号の一にでも該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、mijicaの利用停止措置を講じることができるものとします。 <u>当行が利用停止措置を講じた場合、会員は、同措置が解除されるまで、一切のmijicaの利用ができません。</u> ①～④（略） <u>（新設）</u>  <u>（新設）</u>  ⑤（略） ⑥（略） ⑦（略） ⑧（略） ⑨（略） 2～3（略）  <u>（新設）</u>	第15条（利用停止措置） 1 当行は、次の各号の一にでも該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、mijicaの <u>全部又は一部</u> の利用停止措置を講じることができるものとします。  ①～④（同左） <u>⑤ カードに紐付く通常貯金について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされた場合</u> <u>⑥ カードに紐付く通常貯金について、通帳又はキャッシュカードが紛失、盗難その他の事由により利用が停止された場合</u> ⑦（同左） ⑧（同左） ⑨（同左） ⑩（同左） ⑪（同左） 2～3（同左）  <u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> <u>本改正規定は、2019年10月1日から実施します。</u>

■ゆうちょ Pay 利用規約

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
15 当行による利用停止等 当行は、利用者が次の各号に該当した場合は、利用者に通知することなく、ゆうちょPayの利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。 ①～②（略） ③ 引落指定口座が解約（総合口座取引規定に規定する総合サービスが廃止された場合を含みます。）されたとき <u>（新設）</u>  ④（略） ⑤（略） ⑥（略）	15 当行による利用停止等 当行は、利用者が次の各号に該当した場合は、利用者に通知することなく、ゆうちょPayの利用を停止することがあります。また、この場合、当行は当該利用者の利用登録を抹消することもできるものとします。 ①～②（同左） ③ 引落指定口座が <u>取引制限、停止又は解約</u> （総合口座取引規定に規定する総合サービスが <u>停止又は</u> 廃止された場合を含みます。）されたとき <u>④ 引落指定口座について、通帳又はキャッシュカードが紛失、盗難その他の事由により利用が停止されたとき</u> ⑤（同左） ⑥（同左） ⑦（同左）

■ゆうちょ Pay パートナー規約

（下線の部分は改定箇所）

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年10月1日改定）**

改定前	改定後
<p>22 解除等</p> <p>(1) 次の各号のいずれかの事態が発生した場合、又はパートナーがこの契約に違反しているものと認めた場合には、当行は、パートナーに通知することなく、この契約に基づく取引を直ちに停止し、また、この契約を解除することができるものとします。</p> <p>① ゆうちょP a y取引に利用しているパートナーの総合口座が解約（総合口座取引規定に規定する総合サービスが廃止された場合を含みます。）された場合</p> <p>②～⑪ （略）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>22 解除等</p> <p>(1) 次の各号のいずれかの事態が発生した場合、又はパートナーがこの契約に違反しているものと認めた場合には、当行は、パートナーに通知することなく、この契約に基づく取引を直ちに停止し、また、この契約を解除することができるものとします。</p> <p>① ゆうちょP a y取引に利用しているパートナーの総合口座が<u>取引制限、停止又は解約</u>（総合口座取引規定に規定する総合サービスが<u>停止又は</u>廃止された場合を含みます。）された場合</p> <p>②～⑪ （同左）</p> <p>(2) (同左)</p>

以 上